

相手国政府・相手国閣僚機関 (注1)	名称	援助の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与額 と期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署名者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対しボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため、両政府の資金の贈与	200,000千円	H27.2.26 サラエボ で (同日)	日本側 山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 スラトコ・ラグラムジヤ 外務大臣	H27.3.20 79号
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対しボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の資金の贈与	500,000千円	H27.3.11 サラエボ で (同日)	日本側 山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 スラトコ・ラグラムジヤ 外務大臣	H27.4.2 102号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。